

旅券・証明・査証関係手数料の改定について

令和2年（2020年）4月1日申請分から、旅券・証明・査証関係手数料が改定されます。主な発給文書の手数料は以下のとおりです（単位はルピー）ので、お知らせします。その他の申請については当館まで個別に照会願います。

なお、令和2年3月31日までに受け付けた申請については、仮に交付が4月1日以降であっても、3月31日までの手数料が適用されます。

申請日		令和元年度	令和2年度	
		(～令和元年3月31日)	(～令和2年3月31日)	
一般旅券	10年有効の数次旅券	9,820	10,250	
	5年有効の数次旅券（5年有効の数次旅券を申請した場合及び12歳以上20歳未満の旅券を申請した場合）（※1）	6,750	7,050	
	5年有効の数次旅券（12歳未満の旅券を申請した場合）（※1）	3,680	3,850	
	一次旅券・渡航先を限定する旅券	3,680	3,850	
	渡航先の追加	980	1,050	
	査証欄の増補	1,530	1,600	
帰国のための渡航書		1,530	1,600	
各種証明	在留証明	740	750	
	出生、婚姻、身分上の事項に関する証明（※2）	740	750	
	翻訳証明	2,700	2,800	
	署名または印章の証明	官公署にかかるもの（※3）	2,760	2,900
		その他（※4）	1,040	1,100
査証	インド人	一次	510	550
		数次	510	550
		通過	50	50
	インド人以外	一次	1,840	1,900
		数次	3,680	3,850
		通過	430	450

（※1）20歳未満の方の旅券については、5年有効の旅券のみ申請が可能です。

（※2）戸籍記載事項証明、出生証明、婚姻用件具備用件、婚姻証明、離婚証明、死亡証明です。

（※3）外国機関宛に提出する公文書（日本の政府機関、地方公共団体または裁判所が発行した）文書における発行者の印章（または署名）を証明する場合は該当します。

(※4) 次の場合が該当します。

●外国機関宛に提出する公文書（独立行政法人，特殊法人，学校教育法第1条で定められている小学校，中学校，高等学校，中央教育学校，大学，高等専門学校，盲学校，聾学校，養護学校及び幼稚園が発行する文書）における発行者の印章（または署名）を証明する場合

●原則として日本の機関宛に提出する私文書の署名及び拇印を証明する場合

